

光市記者発表資料

令和7年3月28日

件名

市営住宅使用料の口座振替による誤徴収について

内容

このたび、本市建築住宅課において、令和7年3月分の口座振替による市営住宅使用料の金額を誤って徴収していたことが判明しました。

このような事態を発生させ、関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけしましたこと、また市民の皆様のご信頼を損ねることになりましたことについて、深く反省しお詫び申し上げます。今後、適正な事務の執行に努め、再発の防止に取り組んでまいります。

1 概要

令和7年3月25日に市営住宅の入居者から住宅使用料の口座振替金額が変更されている旨の連絡があり、確認したところ、令和7年3月分の住宅使用料が新年度4月分からの住宅使用料となっていることが判明しました。

2 誤徴収の内容

(1) 過大徴収世帯

ア 世帯数 126世帯
イ 過大徴収額 410,600円

(2) 過少徴収世帯

ア 世帯数 105世帯
イ 過少徴収額 143,800円

(3) 未徴収世帯

ア 世帯数 10世帯
イ 未徴収額 424,900円

内容

3 今後の対応

該当世帯にお詫びの文書を送付するとともに、速やかに過大徴収した住宅使用料を還付します。また、過少徴収した不足分及び未徴収の住宅使用料については、戸別訪問等により納付を依頼します。

4 再発防止の取り組み

住宅システムの操作手順やミスのないように複数でチェックを行うなどチェック体制の再構築に加え、事務処理方法の周知徹底を図り、再発防止に努めます。

問合せ

担当課・係 光市建設部建築住宅課 住宅係
担当者 沖本、櫻井 (TEL 0833-72-1566)